

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の概要

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

■「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定抜粋）

○（前略）規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

医療イノベーションの推進など

テレビ電話による服薬指導の特例

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。

■医薬品医療機器法の特例【第20条の5】

革新的な医療機器の開発迅速化

革新的な医療機器の開発から製造販売の承認、市販までの手続を円滑にするため、特区内の臨床研究中核病院に対し、開発に必要な試験に関する助言・相談を実施する。【第37条の4】

障がい者雇用率の算定特例の拡充

障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。

■障害者雇用促進法の特例【第20条の4】

観光客を含めた外国人の受入れなど

過疎地等での自家用自動車の活用拡大

過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。■道路運送法の特例【第16条の2】

クールジャパン外国人材の受入促進

クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、一年以内を目途として検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【附則第2条】

民間と連携した出入国手続等の迅速化

外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。【第37条の2】

農業の競争力強化など

企業による農地取得の特例

喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。■農地法の特例【第18条】

〈課税の特例〉

認定区域計画に定められている特定事業を行う法人の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。【第27条の3】

KPI

医療分野	観光分野	農業分野
<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品・医療機器の審査ラグ「0」(2020年) ○日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模「5兆円」(2030年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪日外国人旅行者数「3,000万人超」(2030年) ○観光収入アジアランキング「アジアトップクラス」(2030年) ○外国人観光客旅行消費額「4兆円」(2,000万人が訪れる年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物・食品の輸出額「1兆円」(2020年) ○担い手が利用する農地面積「全農地面積の8割」(10年間) ○担い手のコメの生産コスト「現状全国平均比4割削減」(10年間)